

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

家電リサイクル法上の小売業者が引き取った
特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し等について (お願い)

標記につきまして、経済産業省商務情報政策局長及び環境省環境再生・資源循環局長の連名にて、当協会に対して会員事業者への周知要請がありました。(別添)

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、従業員や関係者等に対して、本件についてご周知方よろしく願います。

記

1. 概要

特定家庭用機器再商品化法(以下、「家電リサイクル法」という。)上の小売業者(LPガス販売事業者)が、排出者(お客様)から対象家電(使用していたエアコン等)を引き取っているが、その一部を家電リサイクル法に定める製造業者等に引き渡していなかったことが立入検査で発覚し、同法に基づく勧告を受けました。

経産省及び環境省は、LPガス販売事業者が家電リサイクル法上の小売業者となる事業者が一定程度あることを認識し、当協会に対して、家電リサイクル法の対象となるLPガス販売事業者が家電リサイクル法を適切に運用するように周知要請を行ったものです。

なお、他の業界に対しても同様の周知が行われています。

2. 家電リサイクル法上の小売業者となり得るLPガス販売事業者とは

対象家電4品目(①エアコン、②テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機)の小売販売を業として行っている事業者

※リフォーム等を通じて対象商品を販売する事業者も含み、規模や頻度は問わない。
例：LPガスの販売に付随してエアコンの小売販売を行う事業者

3. 家電リサイクル法上の適切な処理とは

- ・家電リサイクル法上の小売業者は、排出者(お客様)から対象家電の引き取りを要請された場合、原則、引き取り義務がある。
- ・引き取りした対象家電は、製造事業者等にリサイクル券を活用して引き渡す義務がある。

4. 家電リサイクル法の小売業者に該当しない場合

- ・お客様から引き取りを依頼された場合は、お客様が直接家電リサイクル法第10条に基づく家電リサイクル法に指定されている法人、製造業者等に引き渡し、または市区町村に問合せのうえ処分いただくように依頼し、自ら引き取りを行わないようにご注意ください。

【適切な運用等の詳細は以下の関係資料】

経済産業省：家電リサイクル法

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/

家電リサイクル法上の小売業者の義務等について

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/duties_of_retailers.pdf

6. 家電リサイクル法の詳細に関するお問い合わせ先

【問合せ窓口】

「家電リサイクル法」に関する問合せ先一覧	
経済産業局	地方環境事務所
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 ☎011-709-1754	北海道地方環境事務所 環境対策課 ☎011-299-1952
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 ☎022-221-4930	東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 ☎022-722-2871
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 ☎048-600-0292	関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 ☎048-600-0814
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 ☎052-951-2768	中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 ☎052-955-2132
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 ☎06-6966-6018	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 ☎06-4792-0702
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 ☎082-224-5676	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 ☎086-223-1584
四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課 ☎087-811-8532	中国四国地方環境事務所 四国事務所 廃棄物・リサイクル対策課 ☎087-811-7240
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 ☎092-482-5471・5472	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 ☎096-322-2410
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課 ☎098-866-1757	九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所 環境対策課 ☎098-836-6400
経済産業省 商務情報政策局 情報産業課環境リサイクル室	☎ 03-3501-1511(代表)
環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室	☎ 03-3581-3351(代表)

以上

(発信手段：Eメール)

(担当：事業推進部 笠間、保安部 高木)

20190524情第3号
環循総発第1906073号
令和元年6月7日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長



環境省環境再生・資源循環局長



小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し等について

今般、液化石油ガスの販売に付随して特定家庭用機器（いわゆる「家電4品目」）の小売販売を行う、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）上の小売業者に該当する事業者の一部が、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取っていながら、その一部を製造業者等（指定引取場所）へ引き渡していなかったことが判明し、家電リサイクル法第16条第1項の規定に基づく勧告を行いました。

排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物を小売業者が製造業者等に引き渡すことは、家電リサイクル法が定める小売業者の重要な義務であり、引渡しが行われていなかったことは、誠に遺憾であります。

経済産業省及び環境省においては、今後も引き続き家電リサイクル法の規定に則して立入検査を実施する所存ですが、貴会におかれましては、下記事項の徹底について貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

記

1. 引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しについて

家電リサイクル法上の小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、家電リサイクル法第10条に基づき製造業者等（指定引取場所）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければなりません。

なお、「特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合」とは、譲渡先の者が適正にリユースをする又はリユース販売をする場合のみを指すものであり、「リユース利用」又は「リユース販売」を行うと称しつつ、実際にはそれらを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」や「スクラップ業者」など）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

2. 特定家庭用機器廃棄物管理票の管理について

家電リサイクル法上の小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）に必要な事項を記載し、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければなりません。

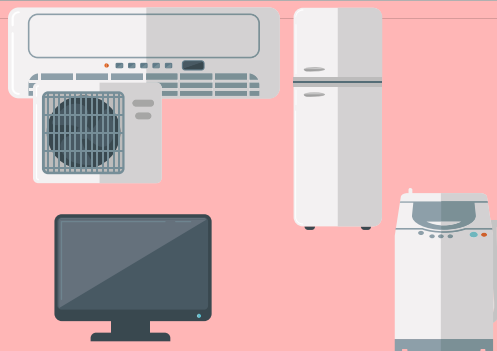


家電4品目の小売販売を行っている皆様

家電リサイクル法上の「小売業者」としての義務を遵守しましょう。

家電4品目の小売販売を行う事業者は、家電リサイクル法上の小売業者に該当し、廃家電4品目を排出者から引き取り、製造業者等(指定引取場所)に引き渡すなどの義務があります。

家電リサイクル法の対象機器（家電4品目）（いずれも家庭用機器のみ）



エアコン(セパレートタイプ(壁掛け型、床置き型)・ウインドタイプに限る。)

テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)

冷蔵庫・冷凍庫(ワインセラーを含む。)

洗濯機・衣類乾燥機

上記の4品目(家庭用機器)の小売販売を業として行う者は、家電リサイクル法上の小売業者に該当します。法人向けに小売販売している場合であっても同様です。

- ◆ **家電リサイクル法違反は、行政指導・行政処分の対象となります。** 社内・各店舗の家電リサイクル法の遵守状況を確認するとともに、廃家電4品目の収集運搬を他の事業者へ委託する場合には、委託先の事業者が家電リサイクル法に沿った取組を行っているかを確認しましょう。**小売業者の委託先の事業者における家電リサイクル法違反行為は、義務主体である委託元の小売業者の違反となります。**

- ◆ 例えば、小売業者(小売業者の委託先の事業者を含む。)における**以下のような行為は、小売業者の家電リサイクル法違反**です。

- ・排出者から引き取った廃家電4品目を、違法な不用品回収業者やスクラップヤード業者に引き渡した(リサイクル料金及び収集運搬料金の受領の有無に関わらず)。
- ・排出者から引き取った廃家電4品目を、産業廃棄物として廃棄物処分した。
- ・排出者から引き取った廃家電4品目について、盗難・紛失があった。
- ・排出者から廃家電4品目を引き取った際、家電リサイクル券の排出者控を交付しなかった。
- ・排出者からの引取義務がある廃家電4品目について、排出者から引取依頼を受けたが、商品配送を委託している配送業者においても家電リサイクル券の発券を行うことができるため、当該配送業者に伝達して、当該配送業者の名義で廃家電4品目の引取りを行わせた。

具体的な義務の内容については、下記のリーフレットを参照してください。



経済産業省・環境省「家電リサイクル法上の小売業者の義務等について」

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/duties_of_retailers.pdf

経済産業省「家電リサイクル法担当者向けガイドブック2019」

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/guidebook2019_mihiraki.pdf

